

長久手市児童館運営委員会設置要綱

（設置）

第1条 長久手市児童館の管理及び運営に関する規則（昭和53年長久手町規則第9号）第8条に基づき、長久手市児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 管理及び運営に関する事項
- (2) 前1号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員は、10人以内とし、次に定めるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 市小中学校長の代表
- (2) 民生・児童委員の代表
- (3) 自治会連合会長・区長会の代表
- (4) 市内子育て関連団体の代表
- (5) 市小中学校PTA連絡協議会代表
- (6) 未就学児保護者団体の代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 公募による市民

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(オンライン開催)

第7条 委員長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

2 委員及び事務局が前項の方法による場合には第6条第2項に定める出席とみなす。

(書面開催)

第8条 委員長が会議の決意の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部子ども未来課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。